

議案第50号

平成24年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算

平成24年度川崎市の卸売市場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成25年 2 月14日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 卸売市場 事業費	2 施設整備費	北部市場施設整備事業	千円 564,774